

第15回汚職防止刑事司法支援研修の概要 ～アジ研国際研修レポート②～

清野憲一

1はじめに

国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）は、国連と日本政府間の協定に基づいて昭和37（1962）年に設立された。アジ研の主な業務は、各国の刑事司法実務家を対象とする国際研修及びセミナー（以下、併せて「国際研修」という。）の開催、犯罪防止及び犯罪者処遇に関する調査研究の実施である。アジ研で実施する国際研修は、アジ研教官による講義に始まり、研修員による研修テーマに関する各国（日本人研修生の場合には各組織）の制度や取組状況等に関する発表、専門家による講義が続き、研修後半にはグループ討議とその発表が行われる。

本号で紹介するのは、アジ研において平成24年10月11日から11月14日までの間に「汚職防止のための効果的な刑事司法の運営」をテーマとして行われた第15回汚職防止刑事司法支援研修である。同研修には、海外から25名（20か国）、国内から7名の合計32名の研修員が参加し、海外からの客員専門家（Visiting Expert（VE））2名、国内から5名の専門家（Ad-hoc Lecturers）を招いて講義をいただき、また、今回初めての試みとして、アジア刑政財団会員企業3社・1団体から汚職防止の取組やコンプライアンス対策についてご報告いただき研修参加者との討議を行った。

なお、前号同様、本稿で紹介する内容は、講義、討議、発表の完全な

要約ではなく、筆者が興味深く感じ、読者の皆さんにも知りたいと思った事項を中心としたものである。また、研修参加国における腐敗の実情や取組については、国連薬物・犯罪事務所¹、世界銀行²や各国の政府ホームページその他の資料を参照して記載したものであって、文責は全て筆者にあることを特にお断りしておく。言語の障壁もあり、その内容の正確性については必ずしも万全を期し難いが、それにもかかわらず、敢えて各国の取組を紹介するのは、欧米諸国に比して情報が格段に少ないアジ研研修参加国においても腐敗対策に真剣に取り組んでいることを読者に知りたいとき、読者が更に研究する際の手がかりを提供できればという願いに出たものであることをご理解いただければ幸いである³。

2 研修参加国における腐敗に対する取組状況

次表のとおりである。

3 国連腐敗防止条約の概要

本研修が主要なテーマの一つとする国連腐敗防止条約の概要は次の通りである。

○国連腐敗防止条約の目的は、①効率的・効果的に腐敗行為を防止し、これと戦うための措置を促進・強化すること、②腐敗防止・摘発に関する国際協力・技術援助を促進すること、③誠実性を高め、説明責任を果たすことを促進し、公の事務や公的財産の適切な管理を促進することにあるとされる（1条）。

○国連腐敗防止条約の柱は大きく4つ有り、①予防措置（第2章・5-14条）、②犯罪化及び法執行（第3章・15-42条）、③国際協力（第4章・43-50条）、④資産回復（第5章・51-59条）である。なお、第6章（60-62条）は技術援助及び情報交換、第7章（63、64条）は条約実施のための仕組みについて規定している。

（以下110頁に続く）

国名	腐敗の概況等	条約、腐敗関連犯罪化・法執行関連
アフガニスタン	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数1.5, ランキング180位, 贈賄率61%, 反腐敗対策評価率35%, 腐敗度上昇率65% ○ 世銀統治点数 -1.55, 百分率順位1.4 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約署名2004年・批准2008年 ○ 刑法 ○ 公務員罰則法 ○ 1965年刑事訴訟法
バングラデシュ	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数2.7, ランキング120位, 贈賄率70%, 反腐敗対策評価率27%, 腐敗度上昇率46% ○ 世銀統治点数 -1.00, 百分率順位16.1 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約批准2007年 ○ 2004年反腐敗委員会法 ○ 1860年刑法（214条では民間部門の贈収賄も処罰）
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数3.8, ランキング73位, 贈賄率4%, 反腐敗対策評価率26%, 腐敗度上昇率64% ○ 世銀統治点数 +0.17, 百分率順位63.0 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約署名2003年・批准2005年 ○ 1940年刑法 ○ 2002年腐敗に関する刑法規定改正法（外国公務員への贈賄も処罰）
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数2.1, ランキング164位, 贈賄率84%, 反腐敗対策評価率54%, 腐敗度上昇率43% ○ 裁判官の腐敗事例もあり ○ 世銀統治点数 -1.10, 百分率順位12.8 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約批准2007年 ○ 暫定刑法, 刑法草案 ○ 反腐敗法（外国公務員への贈賄, 民間部門の横領も処罰） ○ 刑事訴訟法（資産凍結・没収）
東チモール	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数2.4, ランキング143位 ○ 世銀統治点数 -1.05, 百分率順位14.7 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約署名2003年・批准2009年 ○ 2009年反腐敗委員会法 ○ 2009年刑法（外国公務員への贈賄や民間部門における贈賄も処罰） ○ 2009年証人保護法 ○ 2005年刑事訴訟法
ギニア	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数2.1, ランキング164位 ○ 世銀統治点数 -1.17, 百分率順位8.5 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約署名2005年・未批准 ○ 刑法 ○ 刑事訴訟法

腐敗予防関連	国際協力・資産没収関連
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2003年憲法 ○ 2004年反賄賂・腐敗法 ○ 1986年公務員職務準則 ○ 2006年反腐敗委員会設立及び公務員改革法 ○ 2003年公務法 ○ 警察の雇用・昇進法 ○ 調達法 ○ 財政・支出管理法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2004年マネー・ロンダリング法 ○ 2006年反マネー・ロンダリング規則 ○ 1998年銀行法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 1972年憲法 ○ 1947年腐敗防止法 ○ 反腐敗委員会 ○ 1980年行政審判法 ○ 1972年人民代表命令 ○ 1979年政府公務員行動準則 ○ 2008年公共調達規則 ○ 2008年情報公開命令草案 ○ 1991年銀行会社法（1993年改正） ○ 1972年銀行法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1974年犯人引渡法 ○ 1898年刑事訴訟法（40条が国際捜査共助を規定） ○ 2002年マネー・ロンダリング防止法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 連邦刑法31条 ○ 透明性委員会命令（923/03） ○ 命令（863/06） ○ 上級行政職務準則 ○ 1993年公共調達法 ○ 2000年財政責任法（公共調達関係） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1998年反マネー・ロンダリング法 ○ 2009年刑事訴訟法（資産凍結等）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 反腐敗法 ○ 企業の反腐敗行為創造に関する法律 ○ 公務員共通基準 ○ 会計法 ○ 公共調達法 ○ マネーロンダリング法 ○ 財務機能検査法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マネーロンダリング法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2009年反腐敗委員会法 ○ 2011-2030年司法部門戦略計画 ○ 2010年公共調達改正法 ○ 2007年予算期間法 ○ 2007年政党候補者行為準則 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2009年刑法（マネー・ロンダリングも処罰）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 憲法107-110条 ○ 2010年経済規律及び省庁権限組織法 ○ 2000年腐敗防止国家委員会法 ○ 2004年腐敗撲滅のための国家機関創設法 ○ 2001年公務員地位法 ○ 財政組織法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2006年マネー・ロンダリング撲滅法

国名	腐敗の概況等	条約・腐敗関連犯罪化・法執行関連	腐敗予防関連	国際協力・資産没収関連
ヨルダン	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数4.5, ランキング56位 ○世銀統治点数 +0.01, 百分率順位58.8 	<ul style="list-style-type: none"> ○国連腐敗防止条約署名2003年・批准2005年 ○1960年刑法 ○2006年反腐敗委員会法 ○公務員職務準則 ○2006年反腐敗委員会法 ○1952年大臣訴追法 	<ul style="list-style-type: none"> ○2006年反腐敗委員会法 ○1952年会計検査省法 ○公務員職務準則 ○1987年政府労働規則 ○2007年情報公開法 ○1971年銀行法 ○2006年資産申告法 	<ul style="list-style-type: none"> ○2007年反マネー・ロンダリング法 ○2006, 2008年反マネー・ロンダリング及びテロ資金規則 ○2008年反マネー・ロンダリング規則 ○2006年反テロ法
ケニア	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数2.2, ランキング154位, 贈賄率45%, 反腐敗対策評価率70%, 腐敗度上昇率39% ○世銀統治点数 -0.92, 百分率順位18.5 	<ul style="list-style-type: none"> ○国連腐敗防止条約署名2003年・批准2003年 ○2003年反腐敗及び経済犯罪法 ○刑法（39-44条では民間部門の贈収賄も処罰。28条では犯意に関する立証責任の転換） ○証人保護法 ○公務員倫理法 ○1997年にケニア反腐敗局(KACA)設置（捜査機関） ○反腐敗に関するアフリカ条約 	<ul style="list-style-type: none"> ○憲法17, 22, 26, 34, 42, 62, 105, 107, 126条（2001年改正） ○2003年反腐敗及び経済犯罪法 ○公務員倫理法 ○2007年政党資金規則 ○2006年財務省職員職務準則 ○公共調達法 ○反腐敗委員会戦略計画 ○2009年銀行法 ○2003年にケニア反腐敗委員会（KACC）設置（広報啓発） 	<ul style="list-style-type: none"> ○2009年犯罪収益及びマネー・ロンダリング法 ○麻薬及び向精神薬規制法 ○腐敗予防撲滅に関するアフリカ条約
キリバス	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数3.1, ランキング95位 ○世銀統治点数 +0.13, 百分率順位62.6 	<ul style="list-style-type: none"> ○国連腐敗防止条約未署名・未批准 ○刑法 		
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数2.2, ランキング154位 ○世銀統治点数 -10.6, 百分率順位13.7 	<ul style="list-style-type: none"> ○国連腐敗防止条約署名2003年・批准2009年 ○2005年改正刑法（外国公務員への贈賄も処罰） ○2005年反腐敗法 ○反腐敗委員会設立（1993） 	<ul style="list-style-type: none"> ○憲法1, 82-88条 ○2005年反腐敗法 ○2000年国民議會議員選挙法 ○2003年検察庁改正法 ○2000年ラオス銀行組織行動法 ○2007年商業銀行法 ○2006年国家財政改正法 ○1990年企業会計法 ○反腐敗委員会設立（1993） 	<ul style="list-style-type: none"> ○2006年反マネー・ロンダリング法 ○2007年商業銀行法 ○2005年改正刑法（マネー・ロンダリングを処罰）
モルドバ	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数2.9, ランキング112位, 贈賄率37%, 反腐敗対策評価率46%, 腐敗度上昇率53% ○世界銀行の腐敗対策指数は1999年は55%, 2004年は16%, 2005年は31%, 2007年に35% ○世銀統治点数 -0.62, 百分率順位31.3 	<ul style="list-style-type: none"> ○国連腐敗防止条約署名2004年・批准2007年 ○2002年刑法（2010年改正）（19条に立証責任転換規定有り） ○2008年犯罪法（2010年改正） ○2003年刑事訴訟法（証人保護関係） 	<ul style="list-style-type: none"> ○1994年憲法 ○2008年腐敗防止撲滅法 ○2004年国家反腐敗戦略行動計画実施規則 ○2010年会計委員会法 ○1995年裁判官地位法 ○2008年公的地位及び公務員法 ○2010年責任ある地位にある公務員の地位法 ○2008年利益相反法 ○2008年公務員職務準則 ○2006年警察倫理準則 ○2008年検察庁法 ○2002年公務員収入資産申告規制法 ○2007年公共調達法 ○1996年会計制度及び会計手続法（2010年改正） ○2007年会計法 ○2000年情報公開法 ○2008年決定過程透明化法 	<ul style="list-style-type: none"> ○2007年マネー・ロンダリング及びテロ資金防止法 ○2002年刑法（2010年改正）（マネー・ロンダリングを処罰） ○2003年刑事訴訟法（資産凍結関係, 犯罪人引渡規定） ○2006年刑事国際捜査共助法（2008年改正）

国名	腐敗の概況等	条約、腐敗関連犯罪化・法執行関連
モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数27、ランキン グ120位、贈賄率48%，反腐敗 対策評価率15%，腐敗度上昇率 73% ○ 世銀統治点数 - 0.68、百分率順 位27.0 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約署名2005年・ 批准2006年 ○ 2002年刑法（8条に犯意等の立 証責任転換規定有り） ○ 2006年反腐敗法 ○ 2001年刑事訴訟法
ナイジェリア	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数24、ランキン グ143位 ○ 世銀統治点数 - 1.14、百分率順 位10.0 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約署名2003年・ 批准2004年 ○ 1999年憲法 ○ 2000年腐敗慣行及び関連犯罪法 ○ 1990年刑法 ○ 1990年刑事訴訟法 ○ 公共調達法58条で民間部門の贈 賄も処罰 ○ 腐敗慣行等関連犯罪独立委員会 (ICPOROC) 設置
パナマ	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数33、ランキン グ86位 ○ 世銀統治点数 - 0.35、百分率順 位46.0 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約署名2003年・ 批准2005年 ○ 2008年刑法（346条で民間部門 の贈収賄も処罰） ○ 刑事訴訟法（証人、通報者の保 護も規定）
パプアニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数2.2、ランキン グ154位、贈賄率26%，反腐敗 対策評価率54%，腐敗度上昇率 85% ○ 世銀統治点数 - 1.12、百分率順 位11.4 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約署名2004年・ 批准2007年 ○ 1974年刑法（4条で犯意に関する規定有り） ○ 2005年犯罪収益法34条に犯意に 関する立証責任転換規定有り）
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数2.6、ランキン グ129位、贈賄率16%，反腐敗 対策評価率66%，腐敗度上昇率 69% ○ 世銀統治点数 - 0.78、百分率順 位22.7 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約署名2003年・ 批准2006年 ○ 2001年改正刑法（222条で民間 部門の贈収賄を処罰） ○ 1991年証人保護法
サモア	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数3.9、ランキン グ69位 ○ 世銀統治点数+0.11、百分率順位61.6 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約未署名・未批准 ○ 1961年刑事法 ○ 1963年選挙法
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数3.4、ランキン グ80位、贈賄率23%，反腐敗対 策評価率73%，腐敗度上昇率29% ○ 世銀統治点数 - 0.37、百分率順 位44.5 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連腐敗防止条約署名2003年・ 批准2011年 ○ 刑法147 - 166, 200 - 205条

腐敗予防関連	国際協力・資産没収関連
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2006年反腐敗法 ○ 1992年憲法 ○ 1995年公務法 ○ 1995年政党法 ○ 2005年公共調達法 ○ 2002年総合予算法 ○ 2006年にモンゴル反腐敗独立局 (IAAC) 設立 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2006年反マネー・ローダリング及びテロ資金法 ○ 2002年刑法（マネー・ローダリングを処罰）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 1999年憲法 ○ 2003年腐敗撲滅法 ○ 2002年経済・財政犯罪創設法 ○ 2002年選挙法 ○ 公共調達法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1999年テロ防止法 ○ マネー・ローダリング禁止法 ○ 外国為替監視及び雑則法 ○ 前払い料金詐欺法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2004年憲法 ○ 2004年反腐敗及び透明性に関する全国 協議会設置法 ○ 2000年行政機関組織法 ○ 1994年行政昇進規制創設法 ○ 2004年中央政府公務員統一倫理準則 ○ 2000年裁判所規則 ○ 2006年調達等規制法 ○ 2002年公共管理透明性標準化法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2000年マネー・ローダリング犯罪防止 法 ○ 1995年マネー・ローダリング防止、薬物密輸収益等防止のための財務分析班 設置法 ○ 刑事訴訟法（資産凍結、捜査共助、犯 罪人引渡し関係）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 1995年憲法 ○ 1997年州政府及び地方政府法 ○ 2003年政党及び候補者廉潔法 ○ 2005年裁判官任期法 ○ 1975年リーダーシップの義務及び責任法 ○ 1995年公共財政（管理）法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2005年犯罪収益法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 1987年憲法 ○ 1960年反賄賂・腐敗慣行法 ○ オンブズマン法 ○ 政府調達法 ○ 反腐敗委員会設立法 ○ 1993年銀行秘密法 ○ 1989年公務員倫理準則 ○ 2000年公平選挙慣行を通じた自由で秩序 があり正直で平和で信頼しうる選挙法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2001年反マネー・ローダリング法 ○ 1977年犯罪人引渡法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 1999年腐敗対策法（NACC 設立、捜査 権限） ○ 2000年会計法 ○ 2008年公務法 ○ 1997年公の情報法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1999年反マネー・ローダリング法 ○ 1929年犯罪人引渡法 ○ 1992年刑事捜査共助法

国名	腐敗の概況等	条約、腐敗関連犯罪化・法執行関連
ウガンダ	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数2.4、ランクイング143位、贈賄率86%、反腐敗対策評価率58%、腐敗度上昇率67% ○世銀統治点数 -0.90、百分率順位19.9 	<ul style="list-style-type: none"> ○国連腐敗防止条約署名2003年・批准2004年 ○1950年刑事訴訟法 ○2010年内部通報者保護法
ウクライナ	<ul style="list-style-type: none"> ○ TI 腐敗認識指数2.3、ランクイング152位、贈賄率34%、反腐敗対策評価率16%、腐敗度上昇率30% ○世銀統治点数 -0.98、百分率順位17.1 	<ul style="list-style-type: none"> ○国連腐敗防止条約署名2003年・批准2009年 ○2001年刑法（2011年改正）（235条で民間部門の贈収賄も処罰） ○1984年行政犯罪法（2010年改正） ○2009年法律3782-XII ○2010年法律1506-VI（犯罪化、証人・内部通報者保護）

腐敗予防関連	国際協力・資産没収関連
<ul style="list-style-type: none"> ○1995年憲法 ○検査院法 ○リーダーシップ準則法 ○2009年反腐敗法 ○1992年会計法 ○公的財政法 ○中央政府株式取得法 ○2010年改正選挙法 ○1997年選挙委員会法 ○2008-2013腐敗対策国家戦略 ○1993年ウガンダ銀行法 <ul style="list-style-type: none"> ○1996年ウクライナ憲法（2004年改正） ○2010年国家反腐敗委員会設立法 ○2010年公共調達法 ○2009年反腐敗政策政府全権大使に関する閣僚決議420号 ○1998-2005年腐敗対策概念 ○1993年公務法 ○2012年裁判官専門倫理準則 ○2010年司法制度及び裁判官地位法 ○2008年裁判所及び法執行機関における腐敗予防対策法 ○2006年憲法裁判所法 ○2009年公共機関腐敗防止対策法 ○2010年予算法 	<ul style="list-style-type: none"> ○1964年犯罪人引渡法 ○2010年金融機関（反マネー・ロンダリング）規則 <ul style="list-style-type: none"> ○2001年刑法（2011年改正）（マネー・ローリングを処罰） ○2010年刑事改正法（マネーロンダリングや犯罪収益について規定）

※上記一覧表のうち、「腐敗認識指数」とあるのは、Transparency International（腐敗防止に取り組む非政府機関で1993年設立。本稿において「TI」という。）が、公共部門における腐敗についてどのように認識されているかを専門的調査、ビジネス調査の結果を踏まえて0（最低）から10（最良）までの10段階評価で指数化したものであり、ランキングは、同指数を世界183か国で順位付けしたものである（数値はいずれも2011年）。「贈賄率」とあるのは、世論調査において2010年に贈賄をしたことがあると回答した者の割合、「反腐敗対策評価率」とあるのは、政府の反腐敗の努力が効果的であると評価した者の割合、「腐敗度上昇率」とあるのは、2007年から2010年までの間に国の腐敗度が上昇したと回答した者の割合である⁴。ちなみに、日本の腐敗認識指数は8、ランキングは14位、贈賄率は9%、反腐敗対策評価率は16%、腐敗度上昇率は46%である。

※上記一覧表のうち「世銀統治点数」とあるのは汚職に関する統治状況を-2.5（最低）から2.5（最高）まで点数化したもの、「百分率順位」とあるのは、同点数が180か国中に占める順位を百分率で示したもの（数の大きいほど上位）である⁵。なお、日本の世銀統治点数は+1.50、百分率順位は90.5である。

※各国の制度等については主として国連薬物・犯罪事務所のホームページ⁶を参照し、必要に応じて世界銀行のホームページ⁷、アジ研のホームページ⁸等を参照した。外国人公務員に対する贈賄の処罰規定や民間部門における贈賄の処罰規定のあるものについて特に明示した⁹。

※国連腐敗防止条約の署名、批准状況については国連薬物・犯罪事務所のホームページ¹⁰を参照した。なお、日本は同条約に2003年に署名したが、未批准である。

○国連腐敗防止条約には、腐敗の予防措置に関しては、次のような規定が置かれている。

- a 締約国は、腐敗行為の防止に関する政策を策定・実施・維持する。締約国は、腐敗行為の防止を目的とする効果的な慣行を確立・促進し、関連する法的文書や行政上の措置を定期的に評価するよう努める（5条）。
- b 締約国は腐敗行為を防止するための機関を置き、任務遂行に必要な独立性、物的・人的資源を付与する（6条）。
- c 締約国は、公務員の募集・採用・雇用・昇進・退職に関し、効率性・透明性に基づいた客観的基準に基づいた制度、腐敗行為が発生しやすい地位に就く者の選定・訓練制度、適正・公平な報酬制度、廉潔性に関する教育・訓練制度を採用・維持・強化するよう努める。締約国は利益相反を防止する制度を採用・維持・強化するよう努める（7条）。
- d 締約国は、自国の公務員の誠実性・廉直性・責任感を高めるようとする（8条）。
- e 締約国は、公共調達の透明性・競争・腐敗行為防止に効果的な調達制度を高めるため必要な措置をとる。締約国は、財政の管理の透明性を高め、説明責任を果たすことを促進するため適切な措置をとる（9条）。
- f 締約国は、公共行政における透明性を高めるため、組織、活動、意思決定手続に関する情報を公衆が入手することを認めるための手続・規則を定め、情報を共有する等の必要な措置をとる。（10条）。
- g 締約国は、司法機関の独立性を妨げることなく、その職員の誠実性を強化し腐敗行為の機会を防止するための措置をとる（11条）。
- h 締約国は、民間部門における腐敗行為を防止し、会計・監査の基準を強化するため、法執行機関との協力促進、誠実性を保証するための基準・手続の策定、透明性の強化等の措置をとる。締約国は、賄賂その他腐敗行為を助長するために要した支出について

税の控除を認めてはならない（12条）。

- i 締約国は、腐敗行為の防止への社会の参加を促進するため、意思決定手続の透明性の向上、広報活動等の措置をとる（13条）。
- j 締約国は、資金洗浄を防止するため、金融機関の規制・監督制度を設ける。締約国は、相当量の現金移動等の報告を個人・企業に求め、金融機関が送金に関する情報を保持する等の措置をとることを考慮する。締約国は、資金洗浄と戦うため、司法当局、法執行当局、金融規制当局との間の世界的・地域的・小地域的・二国間協力を発展・促進させるよう努める（14条）。

○国連腐敗防止条約には、犯罪化及び法執行に関しては、次のような規定が置かれている。

- a 犯罪化が義務づけられる類型
 - i 公務員への賄賂の約束・申し出・供与及び公務員による賄賂の要求・受領（15条）
 - ii 外国公務員及び公的国際機関の職員に対する賄賂の約束・申し出・供与（16条）
 - iii 公務員による財産の横領、不正使用、目的外使用（17条）
 - iv 犯罪収益の洗浄（23条）
 - v 司法妨害（25条）
 - vi 法人の責任（26条）
 - vii 共犯者、帮助者、教唆者等の形態による犯罪への参加（27条）
- b 犯罪化を考慮すべき類型
 - i 外国公務員及び公的国際機関の職員による賄賂の要求・受領（16条）
 - ii 公務員の影響力を不当に行使することを目的とした利益の約束・申し出・供与、公務員による同利益の要求・受領（18条）
 - iii 公務員による職権又は地位の濫用（19条）

- iv 公務員による不正蓄財（自己の合法的収入からは合理的に説明できない財産の著しい増加）（20条）
- v 民間部門における贈収賄（21条）
- vi 民間部門における財産の横領（23条）
- vii 犯罪の結果生じた財産の隠匿（24条）
- viii 未遂（27条）
- c 刑事手続・法執行に関する規定
 - i 条約に従って定められる犯罪の認識、故意、目的は客観的な事実の状況により推認することができる（28条）。
 - ii 締約国は、適当な場合には、条約に従って定められる犯罪について長期の出訴期間（公訴時効）を定める（29条）。
 - iii 締約国は、条約に従って定められる犯罪の重大性を考慮した制裁を科する（30条）。
 - iv 締約国は、自国の法制で最大限度可能な範囲で凍結、押収、没収の措置をとる（31条）。
 - v 締約国は、証人、専門家及び被害者を報復・威嚇から効果的に保護するために適当な措置をとる（32条）。
 - vi 締約国は、報告者（内部通報者）を保護するための適当な措置を国内法制に取り入れることを考慮する。
 - vii 締約国は、腐敗行為により生じた結果に対処するための措置をとる（34条）。
 - viii 締約国は、腐敗行為の結果損害を被った者が賠償を受けることができることを確保するため必要な措置をとる（35条）。
 - ix 締約国は、法執行を通じて腐敗行為と戦うための国内機関を確保し、必要な独立性、物的・人的資源を付与する（36条）。
 - x 締約国は、犯罪関与者の法執行当局への協力を奨励するため適当な措置をとる。締約国は、捜査・訴追に協力する被告人の処罰を軽減することを可能とすることについて考慮する（37条）。

- xi 締約国は、自国の当局間の協力を奨励するため必要な措置をとる（38条）。
 - xii 締約国は、自国の当局と民間部門との協力を奨励するため必要な措置をとる（39条）。
 - xiii 締約国は、銀行による秘密の保持から生ずる障害を克服するための法的仕組みを設ける（40条）。
 - xiv 締約国は、被疑者の他の国における有罪判決を考慮するための措置をとることができる（41条）。
 - xv 締約国は、犯罪が自国の領域内で行われた場合等は自国の裁判権を設定するため必要な措置をとる。締約国は、犯罪が自国の国民に対して行われる等の場合に自国の裁判権を設定できる（42条）。
- 国連腐敗防止条約には、国際協力に関しては、次の規定が置かれている。
- a 国際協力（43条）
 - b 犯罪人引渡（44条）
 - c 刑を言い渡された者の移送（45条）
 - d 法律上の相互援助（46条）
 - e 刑事手続の移管（47条）
 - f 法執行のための協力（48条）
 - g 共同捜査（49条）
 - h 特別な捜査手法（50条）：締約国は、自国の国内法制の基本原則によって認められる限り、監視付移転その他特別な捜査方法（電子的その他の形態による監視、潜入して行う捜査等をいう。）を適宜利用し、その結果得られた証拠を裁判で使用可能とするため、自国の有する手段の範囲内で必要な措置をとる。

- 国連腐敗防止条約には、資産回復に関しては、次の規定が置かれている。
- a 一般規定（51条）

- b 犯罪収益の移転の防止及び探知（52条）
- c 財産の直接的な回復のための措置（53条）
- d 没収についての国際協力による財産の回復のための仕組み（54条）
- e 没収のための国際協力（55条）
- f 特別な協力（56条）
- g 財産の返還及び処分（57条）
- h 金融情報機関（58条）
- i 二国間及び多数国間の協定及び取極（59条）

4 海外専門家の講義概要

今回の国際研修においてアジ研が招聘した客員専門家（VE）及びその講義概要是下記のとおりである¹¹。

(1) Dimitri Vlassis 氏（国連薬物犯罪事務所（UNODC）条約局腐敗及び経済犯罪課課長）

○国連腐敗防止条約は、2003年10月に国連総会で採択され、2005年12月に施行された。現在の加盟国は162か国である。UNODCは、国連腐敗防止条約の事務局機関である（条約64条）。

○国連腐敗防止条約63条に基づき、第1回加盟国会議が2006年にアンマン（ヨルダン）、第2回加盟国会議が2008年にヌサ・ドゥア（インドネシア）、第3回加盟国会議が2009年にドーハ（カタール）、第4回加盟国会議が2011年にマラケシュ（トルコ）で開かれた¹²。第5回加盟国会議は2013年にパナマで、第6回加盟国会議は2015年にロシアで開かれる予定である。

○UNODCは条約加盟や条約の効果的実施に向けた国家への技術的支援を行っている（60条）。UNODCが2010年度に技術的支援を行った国は50か国近くに及ぶ¹³。

○UNODCの技術的支援の内容は、①国連腐敗防止条約の効果的実施に向けた政策、プログラムに関する助言、②条約の実施法作成支

援、③捜査、公判、国際協力に必要な制度枠組みの構築、④条約に関する研修カリキュラム、研修マニュアルの作成、研修者の養成、⑤司法・治安当局者の廉潔性、説明責任の促進、⑥ベスト・プラクティスの交換、⑦腐敗リスクの査定及び加盟国が同リスク査定を実施することの支援、⑧民間部門を含めた広報啓発支援、⑨民間部門との連携強化である。

○UNODCの加盟国に対する技術的支援の優先順位は、①ベスト・プラクティスや教訓の紹介・共有、②モデルとなる立法、条約、協定等の提示、③専門家による実地支援、④法的支援、⑤行動計画の開発と実施の順である。

○2009年11月の第3回加盟国会議（ドーハ）において、条約の目的を達成するための5年ごとの条約審査の枠組みが導入された（根拠は63条）。同審査を実施するために実施審査グループ（IRG）が設置された。2010年から行われている第1サイクルの審査においては条約第3章（犯罪化及び法執行）及び条約第4章（国際協力）について審査し¹⁴、2015年から行われる第2サイクル審査においては条約第2章（予防措置）及び条約第5章（資産回復）について審査を行う。

○条約審査の基本原理は、①透明性、効率性、押しつけ型でないこと、包括性、公平性、②順位付はしないこと、③ベスト・プラクティスや問題点の共有、④条約の有効な実施に向けた加盟国への支援、⑤地理的にバランスの取れたアプローチ、⑥有効性、非懲罰性、条約の世界レベルでの進展、⑦明確で確立された指針に基づく業務、⑧加盟国の問題点の把握と対処、⑨技術的支援の協力、⑩現在の国際的地域的審査メカニズムの補完的性格である。

○条約審査は、他の2つの審査国により行われ、①加盟国による自己査定（チェックリスト）の提出、②審査国による書面審査、③審査国による審査対象国への訪問、積極的な意見交換の3段階からなる。

○また、第3回加盟国会議では腐敗防止に関する作業部会の設置も決議された。作業部会の機能は、①腐敗防止に関する知識の開発・蓄

積における加盟国会議の支援、②腐敗防止方策及び実務に関する情報交換の促進、③腐敗防止に関するベスト・プラクティスの収集・普及の促進、④腐敗防止の中核機関や社会部門との協力促進である。最近の作業部会は2011年8月に開かれ、今後は、①犯罪収益の没収及び押収¹⁵、②公共部門の腐敗防止、③公務員の職業倫理に重点を置く方針を確認した。

○腐敗の予防及び啓発のために効果的な措置としては、①医療、教育等の分野ごとのアプローチ、②司法の独立性、効率性、透明性を高めることがあり、②を実現するために、UNODCは2011年に小冊子『司法の廉潔性及び能力の強化に向けた指針書』を刊行した。

○2011年10月の第4回加盟国会議（マラケシュ）において、「腐敗防止のためのマラケシュ宣言」が採択された。ここでは、①腐敗防止に向けた国際的な専門家会合¹⁶の活動を支援すること、②事業分野における啓発活動を促進させること、③条約の実施に向けた技術的支援を行うこと等が宣言されている。

○UNODCが近時重点を置いている施策としては次のものがある。

- a 反腐敗教育カリキュラムの開発：次世代の反腐敗主導者の養成を目指して、大学その他の教育機関における反腐敗教育の導入を支援するもので、2012年に既に試行されている。
- b 民間部門との腐敗防止の取組の連携：2010年度に国連グローバル・コンパクト¹⁷と協働して民間部門における腐敗防止のためのe-learning toolを開発し、2011年には、民間企業（ジーメンス社）と協力して腐敗防止のための技術支援等3つのプロジェクトを実施した。
- c 司法部門の廉潔性と能力強化：2011年に司法の廉潔性及び能力強化に関する実務指導書を作成した。
- d 証人及び内部通報者の保護¹⁸
- e 犯罪収益の没収及び回復：①世界銀行と共同して被害財産回復（StAR）イニシアチブの枠組み作成、②有罪判決を前提としない

民事没収の枠組みに関する検討、③資産没収に関する研修、④経済犯罪及びID関連犯罪に関する行動計画等の取組を実施している。

f 各種資料の提供：①反腐敗知識のツール及び資料（TRACK）の作成、②オーストリア政府と国際反腐敗アカデミー（IACA）を共同設立等の取組を実施している。

g 國際協力：①中央当局のUNODCへの通知義務（条約46条）の履行要請、②犯罪収益回復を目的としたインターポールとの連携、③共同捜査（条約49条）の推進等の取組を実施している。

h 特別な捜査手法の推進

○また、UNCAC作業部会及び加盟国会議においては、年次ごとに下記のテーマに主眼を置く予定である。

- a 2013年：裁判所、司法行政及び検察における廉潔性（11条関係）、特に児童・少年を対象とした公教育、メディア及びインターネットの役割（13条関係）
- b 2014年：反腐敗機関の腐敗防止における役割、公共部門における制定法上・行政上の措置（政治資金の透明性）
- c 2015年：マネー・ロンダリング予防（14条関係）、公共調達過程の廉潔性及び公共財政における透明性・説明責任

(2) KWOK Man-wai 氏（香港反腐敗独立委員会元副委員長）

○腐敗のない国はない。腐敗の程度については国を3つに分類すると分かりやすい。すなわち、①第1段階：腐敗がごく限られた人によってのみ行われている国、②第2段階：腐敗は比較的一般的だが、限られた人が行っている国、③第3段階：腐敗は広く行われ、オープンであり、腐敗シンジケートによって組織化されている国である。

○香港は、1970年代前半まで上記の第3段階にあり、刑事司法分野ですら腐敗していた。反腐敗独立委員会（ICAC）は1974年に設立され、反腐敗に関する法執行（捜査及び訴追）、予防、教育に関する役割を果たしてきた。ICACが実現してきたことは、①腐敗組織の

一掃、②世界で最初の民間部門における腐敗対策、③腐敗のない選挙の実現、④公共調達、建設、金融、人事管理等最も腐敗しがちな分野に関するベスト・プラクティス指針を作成、⑤市民の腐敗文化の変革、⑥国際分野における協力の促進（国際会議の共同実施）がある。

○ ICAC の腐敗対策は、①抑止、②予防及び③教育の 3 つに分かれ。ICAC の組織もこれを反映して、①法執行部門は汚職事件の捜査及び起訴を、②腐敗防止部門は公共部門におけるシステムや手続を検査して腐敗機会を減少させるための提言を、③共同体関係部門は、啓発教育活動や反腐敗のための連携支援を行う。

○このうち、ICAC が最も重視しているのは法執行部門であり、70% の人員が同部門に割り当てられている。腐敗した権力者が周りに多い国では腐敗改革を行うことはできず、まずこれらの腐敗した権力者を排除する必要があるからである。そのためには、どのようなコストをかけても腐敗を排除するのだという強い政治的意が必要となる。そして、この法執行分野での成功が腐敗予防や啓発教育活動の成功につながる。

○ ICAC には腐敗対策においてプロの職員を配置することが不可欠である。なぜならば、ICAC が対決する相手は、知性が高く、知識があり、権限を持っている者だからである。

○ ICAC は、世界で初めて、全ての被疑者の取調べの録音・録画を始めた。また、120名の監視活動専門職員がいる。また、証人保護、秘匿捜査、法科学捜査、経済犯罪捜査に特化した分野もある。

○ ICAC が法執行を効果的に行うためのシステムとして、①24時間ホットラインを含む公衆からの通報受付制度、②証人及び内部通報者保護のための秘密保持システム、③通報にいつでも迅速に対応できる体制、④ゼロ・トランク政策（軽微な腐敗にも厳正に対処すること）、⑤政治の影響を受けないチェック・アンド・バランスのための審査システム、⑥成功した事件の積極的広報がある。

○ ICAC が予防戦略を有効に行う方策としては、①重点分野としては、公共調達部門、許認可部門、行政サービス実施部門、法執行部門、租税徴収部門を設定、②腐敗予防包括戦略の対象としては、成果管理、調達部門管理、金融部門管理、人事部門管理、通報管理を設定、③腐敗予防の具体策としては、高リスク部門の特定とリスク管理、業務の流れマニュアル、抜き打ち検査を含む職員監督、内部監査の推進、説明責任のための文書作成、情報保護方針、定期的な配置転換、電子政府・電子調達、職員採用の透明性・公平性がある。

○ ICAC が啓発教育活動を有効に行う方策としては、①成功事件のマスコミによる広報、②メディアを使用した教育、③学校における倫理教育、④ ICAC クラブの設立、⑤政府及びビジネス部門における倫理原則の作成、⑥公務員や会社員を対象としたセミナーの開催、⑦腐敗予防のベスト・プラクティスの事例や指針の公表、⑧商業部門との連携による倫理開発センターの設立、⑨ウェブサイトの充実等がある。

○ 腐敗行為を効果的に処罰するための罰則例としては、①職務権限の行使とは直接の関係がなくとも、公務員が一定額以上の贈与・貸付・割引等を受ける行為を犯罪化すること、②収入に見合わない資産を公務員が保持していることを犯罪化すること、③個人的利益のために権限を濫用する行為を犯罪化することがある。

○ ICAC は、一般警察が保持している捜索、逮捕、勾留権限に加えて、銀行口座の確認、宣誓供述の徵求、腐敗に由来すると疑われる資産の凍結、被疑者の旅行関係文書の保管等の権限があり、更に、重大な事件においては、通信傍受、監視、秘匿捜査等も行い得る。また、ICAC は公務員・民間を問わず、腐敗に関係する犯罪であればいかなる種類の犯罪についても捜査権限を有する。

○ ICAC をチェック・アンド・バランスの観点から審査するシステムとしては、実施審査委員会（ORC）がある。同委員会の大半は民間委員である。ICAC は、捜査・起訴した事件を同委員会に報告

し、通報が適切に処理されているか、事件のもみ消しがないか等を審査する。これに加えて、独立不服申立委員会（ICC）もICACに関する不服申立の審査権限を有する。

○香港は、公共分野におけると同等の腐敗対策を民間部門においても実施している。香港は、民間部門内における腐敗を世界で最初に犯罪化した地域である。特に、金融部門、建設部門における腐敗には重点を置いている。

○ICACは、腐敗に対して連携アプローチを探っている。ICACの連携相手として重要なものとしては、省庁、公務委員会（CSC）、ビジネス部門、専門機関、共同体部門、教育部門、マスメディア、国際部門がある。

○腐敗と対決する上で最も重要な要素が政治的意思である。香港では、腐敗排除に向けた明確な政治的意思があったために、腐敗を放逐し、ICACが独立した組織となることができた。また、ICACの予算は9000万米ドルに上り、世界でも最もリソースに恵まれた反腐敗機関である。

○香港が腐敗追放に成功したのは、香港の特殊事情によるのだという意見がある。彼らは、①香港は地理的にも人口的にも小さい、②他の国では反腐敗部門に割り当てる予算が香港ほど豊かでない、③他の国には贈答品のやりとりなど腐敗につながる文化があるなどと主張する。しかし、①については、アメリカのFBIやカナダの連邦警察（RCMP）に見られるように法執行機関の支部を地域に置くことで問題を克服している、②については、ICACの予算は全予算の0.38%に過ぎない、③については、香港も改革以前は同様であったとの反論が可能である。

○汚職事件は捜査が最も困難な犯罪の一つである。腐敗は秘密裏に行われ、犯罪現場・指紋・目撃者を確保できないことが多い。汚職事件の証人の多くは、自らも腐敗している者であり、何とか犯罪を覆い隠そうとするし、証言内容の信用性にも問題がある。犯罪者は強

力な権限を持っており、捜査を暴行や脅迫の形で妨害することもある。汚職事件を犯す者は、管轄上の間隙や弁護士、会計士、コンピュータ専門家等の専門家を利用して活動し、犯罪収益を隠そうとする。また、腐敗に関与する者は犯罪組織に属することもしばしばである。

○そのため、捜査を有効に行うためには、捜査機関において、①独立性、②汚職事件捜査に向けた強力な捜査権限、③十分な人的・予算的資源、④秘密保持のできる体制、⑤国際協力体制、⑥捜査官のプロ精神、⑦有効な通報制度が備わっていることが不可欠である。

○捜査官にとって腐敗がどのように進行するかを把握することは有益であり、この進行段階に応じた捜査を行う必要がある。具体的には、①公務員に対する軟化懐柔策（廉潔な公務員をいきなり腐敗させることは困難であり、まずディナーやカラオケ招待等の取り込み策が行われる。捜査官としては、当初の軟化懐柔策を立証しうる証拠を収集する必要がある。）、②機が熟した段階における賄賂の要求・申し出（捜査官としては、賄賂の提供が行われた時期・場所特定のための捜査を行う。）、③賄賂原資の確保（捜査官としては、賄賂原資の特定、第三者関与の有無等に関する捜査を行う。）、④賄賂の支払（捜査官としては、賄賂の支払の場所、時期、方法を捜査する。）、⑤賄賂の処分（捜査官としては、賄賂の費消・保管状況を捜査する。）、⑥権限濫用行為（捜査官としては、権限濫用を裏付ける証拠の確保に努める。）等がある。

○汚職事件捜査において、賄賂授受の時期、場所、関与者、賄賂の内容、授受の方法を特定していくことは重要であるが、賄賂の授受は一回だけということは稀である。捜査官としては、その事件の底辺から事件に関係する全ての者から捜査していくことが重要である。

○汚職事件捜査は通常、申告や通報により始まる。汚職事件捜査が成功するか否かは、細部に至るまで完全に捜査を尽くすことができる否かに係っている。捜査当初は機密保持に留意し、提供された情報

の裏付け捜査を行う。この段階では、不当な申告から公務員を保護するため、公務員本人の取調べは行われない。汚職事件の嫌疑があると裏付けられた場合には、被疑者取調べ、被疑者の自宅・事務所等関係箇所の捜索が行われる。

○現在進行中の汚職事件について情報提供があった場合には、賄賂が提供された瞬間をとらえるための積極的な作戦が練られる。そのため、監視活動、通信傍受、協力者の配置、秘匿捜査等がそれぞれ特別に訓練を受けた捜査官により行われる。贈収賄の現場を押さえることができれば、過去の贈収賄事件について捜査するよりも立証は格段に簡単である。

○香港においては、他の共犯者に関する情報を ICAC に提供し、法廷で共犯者に不利な証言をした者には 3 分の 2 の減輕が認められる。ICAC は、協力的な共犯者から事情聴取し、彼らを保護するための施設を有している。

○汚職事件捜査に従事する捜査官に求められる技術・能力としては、
①人物、会社、財産の特定及び追跡、②取調べ、③書類精査、④経済捜査、⑤捜索・逮捕、⑥監視・観察、⑦秘匿捜査、⑧協力者の運用、⑨おとり捜査の実行に関するものが重要である。

○これらの捜査を支えるシステムとしては、①情報部門、②監視部門、③情報・監視に関する技術支援部門、④IT 部門、⑤金融捜査部門、⑥証人保護部門がある。

○腐敗対策に取り組む国は、それぞれの部門で行動計画を策定すべきである。この行動計画策定において重要な 4 本柱及びその内容は次の通りである。

a 倫理に関する指導力

- i 組織のトップが腐敗に積極的に取り組み、いかなる腐敗も許さないことを宣言
- ii 組織のトップは予算の一定割合を反腐敗活動に割り当て
- iii 利益相反の申告システムの導入

iv トップレベルでの反腐敗行動計画実行委員会の設置

v 組織廉潔性管理者の設置

b 職員の廉潔性

- i 廉潔性に関する職務準則の制定
- ii 職員採用の透明性
- iii 職員に対する倫理研修
- iv 労働契約や職員評価への廉潔性条項の盛り込み

c システムの廉潔性

- i リスク管理部門の創設
- ii 電子政府・電子調達の導入
- iii 行政サービスの受け止め方に関する調査
- iv 契約書への反腐敗条項の盛り込み
- v 腐敗に関与した者の情報収集（ブラックリスト化）及びその公表
- vi 定期的な配置転換

d 監視及び予防

- i 従業員の腐敗に関する申告義務
- ii 通報を受けるための秘密確保のできるホットラインの設置
- iii 内部通報者の秘密保護のための政策や手続の公式化
- iv 内部監査部門の設置
- v 内部調査部門の設置
- vi 抜き打ち調査

○このうち、組織廉潔性管理者の職務としては、①反腐敗行動計画実行委員会への専門的助言、②年間行動計画の策定、③行動計画の調整及び監視、④反腐敗行動計画実行委員会への行動計画実行状況の報告、⑤内部研修実施、⑥年次審査、⑦他の反腐敗機関との連携がある。更に、組織廉潔性管理者の専門的標準を高めるために、国家レベルの運営認証委員会を設置することが望ましい。

○反腐敗に関する諸国の推奨事例としては、①公共部門と民間部門に

合計800以上の組織が参加した韓国PACTの創設、②省庁の廉潔性を包括的にチェックする専門チームの発足（フィリピン）、③各府省のトップに対する反腐敗に関する年次行動計画提出義務の賦課（ニュージーランド）、④全ての公共調達は入札選定委員会を通じて行うこと（フィリピン）、⑤全公務員に対する腐敗通報の義務付け（カナダ）、⑥汚職事件専門裁判所の設置（パキスタン、フィリピン、インドネシア）、⑦公務員や政治家が海外銀行口座を保有することの禁止（ナイジェリア）、⑧公務員が月収の3倍を超えて借金することの禁止（シンガポール）、⑨国家独自の廉潔性指標の創設（マレーシア）がある。

5 国内専門家の講演内容

今回の研修では、下記のとおり、国内専門家から講義をいただいた（講義順）。

○人事院国家公務員倫理審査会事務局倫理企画官・高田悠二氏「日本の公務員倫理制度」

○公正取引委員会事務総局審査局特別審査調整官・小嶋英夫氏「汚職対策と公正取引委員会の役割」

○中央大学法科大学院特任教授・阪井光平氏「日本の法曹養成制度と汚職防止」

○東京地方検察庁交通部長・千田恵介氏「汚職犯罪の捜査・訴追における国際協力」

○警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官付課長補佐・溝端寛幸氏「マネー・ローンダリング対策とJAFICの役割」

また、佐久間達哉アジ研究所長からは、汚職事件及び政治資金規制法違反事件の捜査実務に関する講義を行った。

6 グループワークショップにおける議論・提言内容

今回の国際研修において、研修員は3つのグループに分かれ、11回に

わたって討議を行い、その結果を報告書に取りまとめた。その概要は次の通りである。

(1) 第1グループ（討議テーマ：腐敗した犯罪者の特定及び処罰

I：汚職事件の効果的な捜査)

○公共調達については入札談合、契約金額の高額化、分割発注、契約獲得における賄賂、予算規定に基づかない契約、関係者への契約発注等の問題がある。このような問題に関して、UNCACは15条から20条で規定している。

○上記のような腐敗に関する問題としては、①腐敗の密行性故に情報や証拠の入手が困難であること、②法律の不備、③公訴時効の存在、④腐敗の斡旋者の存在、⑤腐敗を許容する文化の存在、⑥腐敗対策機関の予算・人員不足、⑦腐敗対策機関の独立性の欠如、⑧国際的な汚職事件に関しては、双罰性の問題、捜査共助条約の不存在、アセット・シェアリングに関する規定の不存在、⑨訴追に関する問題としては、証人の非協力、法務総裁等の裁量権、立証責任等の問題がある。

○問題への対処方法としては、①申告しやすい報告システム、無料電話による通報、教育等を通じた公衆啓発、証人や情報提供者の保護、②国連腐敗防止条約や国際社会の動向に合わせた法律改正、③汚職犯罪に関する公訴時効の停止又は撤廃、④腐敗の斡旋者の処罰、⑤広報啓発、教育活動、⑥国家予算の一定額を腐敗対策費に割り当てること、⑦腐敗対策機関の独立性に憲法上の保障を与えること、⑧国際連携の促進、⑨訴追に関しては、証人の保護、不訴追に関する審査機関の創設、立証責任の転換等が提言された。

○関係者の供述に頼らない効果的な証拠の収集方法に関しては、①情報提供者の活用、②携帯電話のみならず、スカイプやクラウドに関する通信傍受、③腐敗対策機関による料金無料通報電話の開設、④腐敗対策機関職員の安全の確保、⑤省庁間の協力、⑥公務員の腐敗情報通報義務、⑦専門捜査官の技術向上のための研修、⑧公務員の

資産・贈与報告義務、⑨被疑者監視技術の向上、⑩関係箇所の一斉搜索、⑪おとり捜査の活用等が提言された。

(2) 第2グループ（討議テーマ：腐敗した犯罪者の特定及び処罰

Ⅱ：関係者、公衆又は民間部門から端緒、捜査、公判に必要な協力を得る効果的な方法

○腐敗の類型としては公共調達部門の腐敗が最も問題であるが、そのほか、公務員による給与詐欺、横領等があり、これが法執行、公共サービスの供給、生活の平等、政府に対する信頼等を大いに損ねている。

○UNCACが規定する犯罪化の規定については、研修参加国において濃淡の差はある、各国において処罰規定が置かれている。

○捜査・公判に伴う問題の解決のためには、①申告しやすい情報提供システムの構築（情報提供先を一機関とすることの是非について議論があったが、いずれにしても、電話、インターネット、手紙等の異なる方法による申告を認めるべきこと）、②証人・情報提供者保護システムの構築、③捜査に協力した者に対する刑の減輕等の措置、④秘密確保のできる効果的な捜査チームの編成、⑤裁判の迅速化（日本の公判前整理手続の紹介とその活用）、裁判官や裁判所職員の専門性や能力の向上等が提言された。

(3) 第3グループ（討議テーマ：刑事司法機関の能力及び廉潔性並びに予防措置の強化）

○裁判所の独立性に関しては、①裁判所の独立の制度的保障、②個々の裁判官の独立性の保障（選任手続、任期、転勤、解任、報酬等の面において）、③司法の財政的な独立性の確保、④独立性を確保するとともにその廉潔性を確保する措置をとることが重要である。

○検察官の独立性に関しては、①検察の独立性の制度的保障、②個々の検察官の独立性の保障、③捜査における政治的影響力の排除が重要である。

○刑事司法機関の廉潔性の向上のためには、①公務員職務倫理規定の

制定、②職員の研修、③刑事司法機関内の汚職事件を捜査する別機関の創設等が提言された。

○その他、第3グループのテーマに関する腐敗防止策としては、①刑事手続の公平性、透明性、説明責任の確保、②汚職事件捜査・公判の専門性の向上（適切な人員数の割当、職員の質の確保、研修の実施、適切な管理）等が重要である。

○民間部門における腐敗の防止策としては、①内部通報者の保護、②職務倫理基準の作成と実施、③企業における不正の特定システム、④若年者に対する反腐敗教育、若年者による反腐敗への取組（非政府機関の設立等）の支援、若年者の意見を尊重するシステムの構築等が提言された。

7 終わりに

今回の研修の最終日前日には毎日新聞による取材も行われ、その記事は平成24年11月14日付同紙朝刊に掲載された²⁰。

アジ研の研修は、海外専門家や国内専門家、外国・国内研修性及びその派遣組織、国際協力機構、アジ研の教官やその事務部門、アジア刑政財団及びその支部、地元のボランタリー・グループ等の無私で献身的な協力・支援に支えられている。今回の研修が成功裏に終わったのもこれらの方々のお蔭である。記して厚く感謝申し上げたい。

（国連アジア極東犯罪防止研修所次長）

1 <http://www.unodc.org/unodc/en/treaties/CAC/GOVANTCOR/0,,menuPK:1740542~pagePK:64168427~piPK:64168435~theSitePK:1740530,00.html>

2 <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/WBI/EXTWBI>

3 なお、本稿中で「汚職」の用語を使うか「腐敗」の用語を使うかは悩ましい問題である。今回の研修の名称は「汚職防止刑事司法支援研修」であるが、国連条約の名称は「国連腐敗防止条約」である。英語では共にcorruptionであるが、筆者には、「腐敗」の用語には財産の窃盗等の態様も素直に取り込めそうに思われ、「汚職」よりも広義に感じられるため、原則として「腐敗」の用語を用い、「汚職事件」等「腐敗」の用語を用いることに違和感があるときには「汚職」の用語を用いることとした。

- 4 <http://www.transparency.org/country>
- 5 http://info.worldbank.org/governance/wgi/sc_chart.asp,
<http://info.worldbank.org/governance/wgi/pdf/wgdataset.xlsx>
- 6 <http://www.track.unodc.org/ACAuthorities/Pages/home.aspx>
- 7 <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/WBI/EXTWBIGOVANTCOR/0,,menuPK:1740542~pagePK:64168427~piPK:64168435~theSitePK:1740530,00.html>
- 8 <http://www.unafei.or.jp/>。なお、アジ研のホームページにおいては過去の研修における海外専門家の講義録や研修参加者の発表内容等を掲載したリソースマテリアル、アジ研の活動状況等を紹介しているので是非ご参照願いたい。
- 9 なお、各項目の配列については、概ね国連腐敗防止条約の条文の配列に従ったが、憲法や腐敗対策基本法のような重要法令は上方に配置していること、法令制定年が不明なものについては制定年を記載していないこと等の事情により全体として統一感を欠いている点、ご容赦願いたい。
- 10 <http://www.unodc.org/unodc/en/treaties/CAC/signatories.html>
- 11 なお、第14回汚職防止刑事司法支援研修の各氏の講義録も参照した。同研修における海外専門家の講義録は、一部研修参加者の発表ペーパー、グループワークショップ報告と共にアジ研の発行する「リソースマテリアル No.86」(<http://www.unafei.or.jp/english/pages/RMS/No86.htm>)に掲載されている。
- 12 それぞれの決議の内容は <http://www.unodc.org/unodc/en/treaties/CAC/CAC-COSP.html> から参照可能である。
- 13 講義では国際連合薬物・犯罪事務所から各国に対する腐敗防止に関する立法・人材育成支援の実施状況も紹介されたが、内容は割愛する。
- 14 講義では審査結果の詳細も紹介されたが、内容は割愛する。
- 15 年次ごとに次のテーマについて検討することとしている。
 - 2013年：押収等に関する国際協力（54条関連）、特別の協力（56条関連）、金融情報班（FIU）（条約58条関連）
 - 2014年：犯罪収益移転の防止及び探知（52条関連）、資産回復命令措置（53条関連）
 - 2015年：資産の返還・処分（57条関連）
- 16 専門家会合の機能は、①国際協力分野における知識集積の開発支援、②既存の二国間・地域内・多国間イニシアチブにおける協力強化の支援、③ベスト・プラクティスの加盟国間における共有促進、④捜査共助における信頼構築・協力促進、⑤加盟国における人材開発ニーズの把握にあるとされる。
- 17 <http://www.unglobalcompact.org/>。グローバル・コンパクトの10原則については http://www.ungcjn.org/gc/pdf/GC_10.pdf を参照。第10原則の「強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。」は2004年に追加されたものである。
- 18 なお、アジ研においては、第149回国際研修において証人及び内部通報者の保護をテーマとして取り上げた。その概要は、「リソースマテリアル No.86」に掲載されており、アジ研のホームページからダウンロード可能である。
- 19 <http://www.track.unodc.org/Pages/home.aspx>
- 20 <http://mainichi.jp/area/tokyo/news/20121114ddlk13040253000c.html>